

会社やお店の福利厚生をサポートします！

射水市ゆとりライフ互助会 会員募集！

射水市ゆとりライフ互助会は、射水市が事務局となって活動している勤労者福祉サービスセンターです。市内の中小企業や商店等を対象に個々の事業所では充分に行えない共済事業や福利厚生事業（イベント）を通じて、市内の中小企業や商店等で働く皆さんの労働福祉向上と事業所の人材確保・定着に努めています。

【会員資格】 射水市内の中小企業に勤務する従業員と事業主の方
※ただし、事業所単位での加入となります。

【会員の会費】 月額ひとり 400円
互助会全体で全労済に加入するため、個人と比べ共済サービス等が充実しています。

【共済給付事業】 ご結婚・ご出産・ご入学のお祝い、永年勤続などのねぎらい、さらに傷病や災害などの見舞金をお支払いいたします。 ※共済内容は、裏面を参照ください。

【福利厚生事業】 日帰りのバス旅行、ボウリング大会、日帰りの温泉旅行を実施しています。
※事業内容は年度によって変わることがあります。

★令和元年度の事業内容★

- 上高地と平湯温泉バスツアー（R1.9月実施）
- ものづくり体験バスツアー（R1.11月実施）
- リフレッシュボウリング大会（R2.1月実施）
- リフレッシュ温泉ツアー（R2.2月実施）



【各種助成事業】 射水市関連施設等、各種サービス利用の助成を行っています。

- ①射水市関連施設 体育関連施設共通・文化関連施設共通利用助成（100円分）
浴場関連施設無料利用助成券（1枚）
ホール・会館 催物入場助成券（500円分）
- ②富山市ファミリーパーク入場割引券（100円分）
- ③県労働福祉基金指定保養施設（11施設）の宿泊助成（600円分）
- ④県労働福祉基金指定プール利用割引券、美術館等文化施設常設展示無料鑑賞券
- ⑤県労働福祉基金指定スキー場リフト券補助（600円分）
- ⑥富山県勤労者信用基金協会が保証料助成（ろうきんの教育ローン・すこやかローン）

【回数券販売】 万葉線回数乗車券、射水市コミュニティバス回数券を割引価格で販売しています。

- ①コミュニティバス回数券（1200円分）
- ②万葉線回数券（1100円分）を各700円で販売

加入のお申込み、詳しいお問い合わせは、お気軽に下記までご連絡ください。担当者がご説明にお伺いします。

射水市ゆとりライフ互助会（事務局：射水市役所商工企業立地課）

〒939-0292 射水市小島703番地（大島分庁舎） TEL51-6675 FAX51-6690

《 射水市ゆとりライフ互助会共済給付金》

くわしくは事務局までお問合せください

毎月15日締切です。

※ 請求期間 加入後…慶弔事由発生から3年間有効です。

共 済 事 由		共 済 金 額 (円)	必要な添付書類	
①死亡・ 後遺障害 (等級表による)	会員本人(下記の事由に限ります) ・ 疾病死亡 ・ 疾病による重度障害 ・ 不慮の事故による死亡 ・ 不慮の事故による後遺障害	65歳未満 50,000 65歳以上 25,000	・ 死亡診断書(写) ・ 後遺障害の場合は後遺障害証明書 ・ 戸籍謄本(写) (受取人と会員との関係が分かるもの) ・ 交通事故の場合は事故証明書	
	配偶者	20,000	・ 戸籍謄本(写)等会員との関係、 <u>家族の死亡がわかるもの(以下参照)</u> ・ 戸籍謄本(写)除籍が記載されているもの ・ 死亡診断書(写) ・ 葬式会葬礼状 ・ 新聞の訃報記事	
	子(会員の子及び子の配偶者等)	10,000		
	親(会員及び配偶者の実父母等)	10,000		
	同居親族(住宅災害による場合に限る)	10,000		
②傷 病	14日以上以上の休業	10,000	・ 診断書(写)又は事業主の休業証明書	
③住宅災害 (自家で居住していること)	火災	最大 100,000	・ 罹災証明書 ・ 業者修理見積書・請求書	
	自然災害	最大 30,000		
	同居親族の死亡	10,000		
④その他 慶 事	結婚	10,000	・ 戸籍謄本(写)	
	子供の出生	10,000	・ 住民票又は健康保険証(写)又は母子手帳の出生届	
	子供の就学(小学校・中学校入学時)	10,000	出済証明(写) (会員との続柄がわかるもの)	
	還暦祝(満60歳)	10,000	・ なし ★誕生日が過ぎたら、速やかに請求ください	
	結婚記念祝	銀婚祝・25周年	5,000	・ 戸籍謄本(写)
		金婚祝・50周年	10,000	
	勤続祝金	勤続10年	8,000	・ 事業主の勤続証明書 ★支払事由の確定日は該当する勤続期間の当日の 前日となります。 (例:2013年4月1日就職で勤続10年の場合、事由確定日は2023年3月31日)
		勤続15年	10,000	
		勤続20年	10,000	
		勤続25年	10,000	
勤続30年		10,000		
勤続35年		10,000		
勤続40年	10,000			

※共済事由に応じた請求書様式で請求してください。

①死亡・後遺障害⇒本人死亡・後遺障害保険金請求書 ②傷病⇒傷病休業保険金請求書

③住宅災害⇒住宅災害等共済金請求書 ④その他慶事⇒保険金請求書兼証明書

会員拡大運動にご協力を！！

「射水市ゆとりライフ互助会」では、新規加入事業所を募集しています。

皆様方のお取引先や、お知り合いの事業所・商店で未加入の方をご紹介ください。事務局から説明に伺います。

会員異動の手続きはお早めに！

会員の入会・退会届の報告は毎月15日まで提出してください。

◇ 新規加入＝申請月の翌月から

◇ 退 会＝申請月の月末まで

共済給付金の請求は毎月15日までに

共済給付金の請求事由発生の日から3年以内に請求してください。なお、配偶者の両親が死亡した場合(別居も該当)も給付の対象となります。